



基労補発第 0731003 号

平成 18 年 7 月 31 日

財団法人労災保険情報センター
専務理事 笹川 靖雄 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

労災保険柔道整復師施術料金算定基準の一部改定について

標記については、平成 18 年 7 月 31 日付け基発第 0731001 号通達により示され、この労災保険柔道整復師施術料金算定基準によることとされたので、適切な事務が行われるように万全を期されたい。

なお、社団法人日本柔道整復師会（会長 萩原 正）に対しては、本職から別添により協定締結についての協力等を依頼したところであるので、念のため申し添える。

基勞補発第 0731002 号
平成 18 年 7 月 31 日

都道府県労働局
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

労災保険柔道整復師施術料金算定基準の一部改定について

標記については、平成 18 年 7 月 31 日付け基発第 0731001 号通達により示され、この労災保険柔道整復師施術料金算定基準（以下「改定算定基準」という。）によることとされたので、協定締結及び関係者に対する改定算定基準の周知について、適切な事務が行われるように万全を期されたい。

なお、社団法人日本柔道整復師会（会長 萩原 正）に対しては、本職から別添により協定締結についての協力等を依頼したところであるので、念のため申し添える。



基労補発第 0731001 号
平成 18 年 7 月 31 日

社団法人日本柔道整復師会
会 長 萩 原 正 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

労災保険における柔道整復師施術料金算定基準の一部改定について

労災保険柔道整復師施術料金算定基準の改定については、慎重に検討いたしました結果、別添のとおり改め、平成 18 年 8 月 1 日以降の施術にかかるものから適用することとし、都道府県労働局長あて通知しましたので、貴会におかれましても、所属会員に対する周知徹底及び貴会都道府県組織と都道府県労働局長との間の協定の締結について格別のご配意をよろしくお願いいたします。